# 横浜市環境影響評価条例施行規則の改正概要

## 1 改正の趣旨

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)並びに公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和42年政令第284号。以下「政令」という。)及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則(昭和49年運輸省令第6号。以下「省令」という。)が改正されたことに伴い、横浜市環境影響評価条例施行規則の一部を改正したものです。

### 2 改正の内容

- (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の題名を引用している条文について、題名の変更を反映します。(第15条第1項第2号キ)
- (2) 都市計画法第87条の2第3項を引用している条文について、項ずれを 反映します。(第45条第1項の表第32条の項及び第48条第5項)
- (3) 飛行場の建設のうち利用を予定する航空機の種類または数の要件を、 政令及び省令の一部改正の内容と整合するよう改めます。(別表第3) ※詳細は、新旧対照表をご覧ください。

#### 3 公布・施行予定日

- (1)公布日 平成27年3月13日
- (2) 施行予定日
  - ア 2 (1)の改正の内容平成27年5月29日
  - イ 2 (2) の改正の内容 平成27年6月4日
  - ウ 2 (3)の改正の内容平成27年3月13日

## 横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正【新旧対照表】

旧規則 改正規則

(第2分類事業の判定基準等)

第 15 条 条例第 16 条第 1 項 (同条第 2 項及び第 40 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該判定に係る第 2 分類事業が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第 2 条第 1 号の環境影響(以下「環境影響」という。)の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

(第1号省略)

(2) 当該第2分類事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の1以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令又は条例により指定された対象が存在し、かつ、当該第2分類事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

(アからカまで省略)

キ <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法</u> <u>律</u>(平成14年法律第88号)第28条第1項 の規定により指定された鳥獣保護区の区域

(クからコまで、第2項及び第3項省略)

(第2分類事業の判定基準等)

第 15 条 条例第 16 条第 1 項 (同条第 2 項及び第 40 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による判定については、当該判定に係る第 2 分類事業が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第 2 条第 1 号の環境影響(以下「環境影響」という。)の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

(第1号省略)

(2) 当該第2分類事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の1以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令又は条例により指定された対象が存在し、かつ、当該第2分類事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

(アからカまで省略)

キ <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化</u> <u>に関する法律</u>(平成14年法律第88号)第 28条第1項の規定により指定された鳥獣保 護区の区域

(クからコまで、第2項及び第3項省略)

#### 旧規則

(都市計画に定められる対象事業等)

第45条 条例第46条第2項の規定による技術的読替えについては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 欄に拘ける子りに武み首えるもりと9つ。 |             |   |  |  |  |  |  |  |
|---------------------|-------------|---|--|--|--|--|--|--|
|                     | (省 略)       |   |  |  |  |  |  |  |
| 第32条                | (           | 省 略)  |  |  |  |  |  |  |
| 7, 62 %             | 作成し、速やかに、市長 | 作成し、都市計画法第 18 条<br>第 2 項(同法第 21 条第 2 項<br>において準用する場合及び<br>同法第 22 条第 1 項の規定に<br>より読み替えて適用される<br>場合を含む。)又は同法第 19<br>条第 2 項(同法第 21 条第 2<br>項において準用する場合を<br>含む。)の規定による都市計<br>画対象事業に係る都市計画<br>の案の神奈川県都市計画審 |  |  |  |  |  |  |
|                     |             | 議会又は横浜市都市計画審議会への付議後市長及び評価書に係る都市計画が同法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第87条の2第3項の規定により読み替えて適用される同法第19条第3項(同法第21条第2項  |  |  |  |  |  |  |
|                     |             | において準用する場合を含む。)の規定による同意(以下「都市計画同意」という。)を要するものである場合にあっては、都市計画同意を行う国土交通大臣   |  |  |  |  |  |  |
| (省 略)               |             |   |  |  |  |  |  |  |
| (第9項省較)             |             |   |  |  |  |  |  |  |

(第2項省略)

## (事業者が行う環境影響評価との調整)

第48条 (第1項から第4項まで省略)

5 前項の規定により評価書の送付を受けた都市計画決定権者は、同項の都市計画を定めようとするときに当該都市計画が都市計画法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第87条の2第3項の規定により読み替えて適用される同法第19条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による同意(以下「都市計画同意」という。)を要するものである場合にあっては、都市計画同意を行う国土交通大臣に当該評価書を送付するものとする。

#### 改正規則

(都市計画に定められる対象事業等)

第45条 条例第46条第2項の規定による技術的読替えについては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 掲げる字句に読み替えるものとする。 |       |                              |  |  |  |  |  |  |
|-------------------|-------|------------------------------|--|--|--|--|--|--|
|                   | (省 略) |                              |  |  |  |  |  |  |
| 第32条              |       | (省 略)                        |  |  |  |  |  |  |
|                   | 作成し、  | 作成し、都市計画法第 18 条              |  |  |  |  |  |  |
|                   | 速やか   | 第2項(同法第21条第2項                |  |  |  |  |  |  |
|                   | に、市長  | において準用する場合及び                 |  |  |  |  |  |  |
|                   |       | 同法第22条第1項の規定に                |  |  |  |  |  |  |
|                   |       | より読み替えて適用される                 |  |  |  |  |  |  |
|                   |       | 場合を含む。) 又は同法第 19             |  |  |  |  |  |  |
|                   |       | 条第2項(同法第21条第2                |  |  |  |  |  |  |
|                   |       | 項において準用する場合を                 |  |  |  |  |  |  |
|                   |       | 含む。)の規定による都市計                |  |  |  |  |  |  |
|                   |       | 画対象事業に係る都市計画                 |  |  |  |  |  |  |
|                   |       | の案の神奈川県都市計画審                 |  |  |  |  |  |  |
|                   |       | 議会又は横浜市都市計画審                 |  |  |  |  |  |  |
|                   |       | 議会への付議後市長及び評<br>価書に係る都市計画が同法 |  |  |  |  |  |  |
|                   |       | 第 18 条第3項(同法第 21             |  |  |  |  |  |  |
|                   |       | 条第2項において準用する                 |  |  |  |  |  |  |
|                   |       | 場合を含む。)又は同法第87               |  |  |  |  |  |  |
|                   |       | 条の2第4項の規定により読                |  |  |  |  |  |  |
|                   |       | み替えて適用される同法第 19              |  |  |  |  |  |  |
|                   |       | 条第3項(同法第21条第2項               |  |  |  |  |  |  |
|                   |       | において準用する場合を含                 |  |  |  |  |  |  |
|                   |       | む。)の規定による同意(以下               |  |  |  |  |  |  |
|                   |       | 「都市計画同意」という。)を               |  |  |  |  |  |  |
|                   |       | 要するものである場合にあっ                |  |  |  |  |  |  |
|                   |       | ては、都市計画同意を行う国土               |  |  |  |  |  |  |
|                   |       | 交通大臣                         |  |  |  |  |  |  |
|                   | (省    | 略)                           |  |  |  |  |  |  |

(第2項省略)

(事業者が行う環境影響評価との調整)

第48条 (第1項から第4項まで省略)

5 前項の規定により評価書の送付を受けた都市計画決定権者は、同項の都市計画を定めようとするときに当該都市計画が都市計画法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第87条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第19条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による同意(以下「都市計画同意」という。)を要するものである場合にあっては、都市計画同意を行う国土交通大臣に当該評価書を送付するものとする。

| 旧規則             |                              |  |  | 改正規則              |                              |  |  |
|-----------------|------------------------------|--|--|-------------------|------------------------------|--|--|
| 別表第3(第40条)軽微な修正 |                              |  |  | 別表第3 (第40条) 軽微な修正 |                              |  |  |
| 対象事業の<br>種類     | 事業の諸元                        | 手続を経ることを要し<br>ない修正の要件  |  | 対象事業の<br>種類       | 事業の諸元                        | 手続を経ることを要しない修正の要件  |  |
| (省 略)           |                              |  |  | (省 略)             |                              |  |  |
|                 | (省                           | 略)   |  |                   | (省                           | 略)   |  |
| 8 飛行場<br>の建設    | 利用を予定<br>する航空機<br>の種類又は<br>数 | 修正前の空港等周辺区域(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和42年政令第284号)第6条の規定を適用した場合における同条の値が75以上となる区域をトルリカ。)から500メートル以上離れた陸地の区域とならないこと。 |  | 8 飛行場<br>の建設      | 利用を予定<br>する航空機<br>の種類又は<br>数 | 修正前の空港等周辺区域(公共用飛行場周辺における航空機騒音による時害の防止等に関する法律施行令(昭和42年政令第284号)第6条の規定を適用した規定を適用した規定を高限を適用をであるに規定を高限をであるに対けである区域をいう。)から500メートル域が近上となる区域をいう。)から500メートル域が近地に当該空港等周辺区域とならないこと。 |  |
| (省 略)           |                              |  |  | (省 略)             |                              |  |  |
| (以下省略)          |                              |  |  | (以下省略)            |                              |  |  |